

弁護士報酬規定に関する日弁連の取りくみ

日本弁護士連合会

司法制度改革審議会の意見書

弁護士報酬に関しては、利用者に目安が付きやすくする等の見地から、透明化・合理化を図ることとし、具体的には、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化、報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底を行うべきである。

弁護士法第33条において「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」が必要的会則事項とされていることについては、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）において、「報酬規定を会則記載事項から削除する」と定められていることを踏まえ、適切な対応がなされるべきである。なお、報酬に関し、弁護士会が何らかの規定を策定する場合には、その策定過程を透明化すべきである。

* 規制改革推進3か年計画 （平成13年3月30日閣議決定）

資格者間における競争を活性化する観点から、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、報酬規定を会則記載事項から削除する。弁護士について、司法制度改革審議会の審議結果も踏まえ、報酬規定を会則記載事項から削除する。

* 「民事訴訟利用者調査」報告書 （司法制度改革審議会）

実際に当事者が訴訟にかかる「時間」と「費用」を予測できていたかという側面から当事者の属性別（自然人・法人×原告・被告）にみている。法人では予測がついているという回答が多いのに対して、自然人では半数を下回る。（図 1-3-3、1-3-4）。こうした点から、特に自然人では、時間と費用の予測がつかないという不安が、訴訟をためらう要因として働いている可能性も示唆される。

日本弁護士連合会

適切な対応」

「何らかの規定を策定」

市民にとってわかりやすい、費用予測を可能にする目安としての報酬規定に改訂する。

個々の弁護士への報酬情報の開示・提供の強化、報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底をさらにすすめる。

策定過程の透明化」

ユーザーや識者の意見を求めつつ、消費者・経済界・労働界・言論界などの参加を得て改定作業をすすめる。